

中環水第15号
平成15年9月11日

中央環境審議会
会長 森 鳩 昭 夫 殿

中央環境審議会水環境部会
部会長 村 岡 浩



水生生物の保全に係る水質環境基準の設定について（第一次報告）

平成14年11月12日付け諮問第62号をもって諮問のあった標記については、平成15年6月25日に水生生物保全環境基準専門委員会（以下「専門委員会」という。）から当部会に報告された内容を踏まえ慎重に審議した結果、以下のとおりとすることが適当であるとの結論を得たので報告する。

当部会は、水生生物保全に係る環境基準等の水質目標を設定し、その維持達成に向けた努力を進めるべきことの重要性を認識し、別添の専門委員会報告に示されたとおり、亜鉛については環境基準項目とし、また、クロロホルム等3項目については要監視項目とすることがそれぞれ適当であると判断する。なお、これらは常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。

また、今般の水生生物保全に係る環境基準の設定が我が国では初めてであることに鑑み、環境基準の設定に伴い今後推進されるべき施策を効果的なものとするため、引き続き当部会に小委員会を設け、環境基準の運用、環境管理等水生生物の保全に係る施策の重要事項について審議する必要があると判断する。

なお、当部会としては、今後の水生生物保全に係る水質目標の設定等をより適切で合理的なものとするため下記の点が考慮されるべきであると判断するのでここに特に申し添えておきたい。

記

1. 専門委員会における水質目標値の検討に当たっては、利用可能な科学的文献から得られた毒性情報に基づきその妥当性を総合的に検証するとともに、

目標値導出の手順についても常に国内外の動向及び科学的な知見の向上を踏まえて必要な見直しを行うものとする。

2. 環境省は他の行政機関、民間事業者を含め広く関係者の協力を得つつ、今後とも水環境中の汚染物質の水生生物への影響に関する科学的情報（実環境中における汚染物質の化学形態や他物質の共存状況等による毒性変化及び水生生物の生息状況を含む。）の集積を図り、今後の専門委員会の調査・審議に有効に活用されるよう努める必要がある。